

○厚生労働省告示第四十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条第三項第二号、第五条の二の二第一項、第五条の四第一項、第十九条第一項及び第二項ただし書、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ及び第九号ただし書並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の四及び第九条並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条第三項第二号、第五条の二の二第一項、第五条の四第一項、第十九条第一項及び第二項ただし書、第二十条第三号へ及びト並びに第四号ロ、第二十一条第三号へ、第二十五条の四並びに第三十一条本文及びただし書の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八

年厚生労働省告示第七七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養</p> <p>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号及び第五号に掲げるもの</p> <p>第一の三 第一の五 (略)</p> <p>第一の六 療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）</p> <p>第二 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の評価療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 (略)</p> <p>二 先進医療に関する基準</p> <p>(一) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、施設基準が設定された先進医療であること（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第三に規定するものを除く。）。</p> <p>(二) (略)</p> <p>第二の二 (略)</p> <p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別の療養環境の提供に関する基準</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養</p> <p>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号及び第五号に掲げるもの</p> <p>第一の三 第一の五 (略)</p> <p>第一の六 療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）</p> <p>第二 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の評価療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 (略)</p> <p>二 先進医療に関する基準</p> <p>(一) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、施設基準が設定された先進医療であること（厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第三に規定するものを除く。）。</p> <p>(二) (略)</p> <p>第二の二 (略)</p> <p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別の療養環境の提供に関する基準</p>

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八号第二十六項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ～ニ (略)

ホ 医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する急性期一般入院基本料、七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料（特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。）並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。

へ・ト (略)

(三) (略)

三 予約に基づく診察

(一) 当該診察は、当該保険医療機関において対面で行われるものであつて、予約診察を行う日時があらかじめ決められていなければならないものとする。

(二) (三) (略)

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(一) 当該診察は、当該保険医療機関において対面で行われるものであつて、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八号第二十六項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ～ニ (略)

ホ 医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料（特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。）並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。

へ・ト (略)

(三) (略)

三 予約に基づく診察

(一) 当該診察は、予約診察を行う日時があらかじめ決められていなければならないものとする。

(二) (三) (略)

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(一) 当該診察は、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

(二) (略)

五〇九 (略)

第四・第五 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の別表に収載されている医薬品(平成三十年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成三十一年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に収載されている医薬品

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合

第八 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一〇三 (略)

四 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

(二) (略)

五〇九 (略)

第四・第五 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の別表に収載されている医薬品(平成二十八年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成二十九年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3(平成三十年四月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を除く。)に収載されている医薬品

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合

第八 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一〇三 (略)

四 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。））に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェン、キセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。））に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェン、アキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）

、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）
、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）
、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤及びゴリムマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

コムクロシヤンプー〇・〇五%及びカナリア配合錠

）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）
、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）
、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤及びイキセキズマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ソバルデイ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）
、ノピコールカプセル二・五 μ g、エクリラ四〇〇 μ g、ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）
、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）
、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミ

(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬

アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タペンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフエニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパム、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィン・エフェドリン配合剤

ロ・ハ (略)

(三) (略)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診療料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う唇顎口蓋裂に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

カトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠HT、デシコビ配合錠LT、ヤーズフレックス配合錠、コムクロシヤンプー〇・〇五%及びカナリア配合錠

(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬

アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフエニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパム、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィン・エフェドリン配合剤

ロ・ハ (略)

(三) (略)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診療料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う唇顎口蓋裂に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンハー症候群（鯁弓異常症を含む。）、鎖骨・頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ブラダー・ウイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリツペル・トレノネー・ウェーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。）、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分（性）無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 歯科点数表の第2章第13部区分番号N001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣

二 歯科点数表第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンハー症候群（鯁弓異常症を含む。）、鎖骨・頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー（先天性筋ジストロフィーを含む。）、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ブラダー・ウイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・指趾症候群、メビウス症候群、カブキ症候群、クリツペル・トレノネー・ウェーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。）、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分（性）無歯症、チャージ症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症（ゴードン症候群）、ソトス症候群又はグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 歯科点数表第2章第13部区分番号N001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方せんの交付に係る厚生労働大

が定める場合

- 一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 三 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 四 インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 七 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）の第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 八 エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 九 ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 十 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 十一 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 十二 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）

臣が定める場合

- 一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 三 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 四 インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 七 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 八 エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 九 ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 十 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 十一 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 十二 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）

（）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 調剤点数表の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二・三 （略）

第十三の二（第十五）（略）

（）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二・三 （略）

第十三の二（第十五）（略）

別表第1から別表第3までを次のように改め、別表第4から別表第6までを削る。

別表第1			
品名	第1部内用薬	規格単位	第2部注射薬
(あ)	アバルナート錠2	2mg1錠	フアモセツト注用50mg
	アボラキート錠200mg	200mg1錠	フリソク注シリソジ5mg
	アロストマト錠20mg	20mg1錠	フリソク注シリソジ10mg
㊉	アソタゴスチンカプセル50mg	50mg1カプセル	フリソク注5mg
	アソタゴスチン細粒10%	10%1g	フリソク注10mg
(う)			第3部外用薬
	ウリソメツト配合散	1g	アラジオク点眼液0.1%
	ウリソメツト配合錠	1錠	(あ)
(え)			(し)
	エゾカロール錠25mg	0.025mg1錠	ジドレソナーブ27mg
	エゾカロール錠50mg	0.05mg1錠	(す)
	エゾカロールシロップ5mg/ml	0.0005%1ml	スズアル点鼻液0.05%
㊉	エマロミンカプセル1mg	1mg1カプセル	(せ)
㊉	エマロミンカプセル2mg	2mg1カプセル	セキトシ点鼻液0.055%
㊉	L-キサール顆粒500	500mg1g	(た)
(か)			タツチロンテーブ20
	ガスオール錠40mg「陽進」	40mg1錠	タツチロンテーブ40
(き)			タツチロンパブブ30
㊉	キネルダー錠50	50mg1錠	タツチロンパブブ60
(く)			(と)
	グラソパム錠50mg	50mg1錠	トロータール点鼻液2%
(け)			
㊉	ケトゾ錠50mg	50mg1錠	
(こ)			
	コレボリーR散10%	1g	
(し)			
	シーサール散10%	10%1g	
	シーサール錠15mg	15mg1錠	
	シブロヘブダジソ塩酸塩シロップ0.04%「タイヨー」	0.04%10ml	
(ず)			
	スロソタクス錠100	100mg1錠	
	スロソタクス錠200	200mg1錠	
(そ)			
㊉	ソレンゾ錠80	80mg1錠	
(ち)			
	チカタレン錠25mg	25mg1錠	
(て)			
㊉	デアノサート錠6mg	6mg1錠	
㊉	デアノサート錠12mg	12mg1錠	
(と)			
	トシラートカプセル50mg	50mg1カプセル	
	トシラートカプセル100mg	100mg1カプセル	
	トリデミン錠10mg	10mg1錠	
㊉	トローゾール錠2mg	2mg1錠	
㊉	トローゾール錠4mg	4mg1錠	
(に)			
	ニスタジール散10%	10%1g	
	ニスタジール錠10	10mg1錠	
	ニスタジール錠20	20mg1錠	
(ひ)			
	ビタフアントF錠25	25mg1錠	
(ふ)			
	フリカエル配合錠LD	1錠	
㊉	フレカルクアプセル100mg	100mg1カプセル	
㊉	フレカルクア細粒10%	10%1g	
(へ)			
	ベチソゾール錠1mg	1mg1錠	
(め)			
	メトロツク錠10	10mg1錠	
(よ)			
	ヨーピス顆粒1%	1%1g	
	ヨーピス錠2.5mg	2.5mg1錠	
(り)			
	ラズゾジン錠0.5mg	0.5mg1錠	
	第2部注射薬	規格単位	
(す)			
	スコルパン注20mg	2%1ml1管	
(に)			
㊉	ニスタジール注2mg	2mg2ml1管	
㊉	ニスタジール注10mg	10mg10ml1管	
㊉	ニスタジール注25mg	25mg25ml1管	
(ひ)			
	ビタフアント注10	10mg1管	
	ビタフアント注25	25mg10ml1管	
	ビタフアント注50	50mg20ml1管	
(ふ)			
	フアモセツト注用10mg	10mg1瓶	
(た)			
	タツチロンテーブ20	7cm×10cm1枚	
	タツチロンテーブ40	10cm×14cm1枚	
	タツチロンパブブ30	10cm×14cm1枚	
	タツチロンパブブ60	20cm×14cm1枚	
(と)			
	トロータール点鼻液2%	190mg9.5ml1瓶	

別表第2

品名	第1部内用薬	規格単位
(あ)		
㊉	アシクロビル錠200mg「TCK」	200mg1錠
㊉	アシクロビル錠400mg「TCK」	400mg1錠
㊉	アスピリン腸溶錠100mg「タイヨ	100mg1錠
	アセトアミノフェン錠200mg「T	200mg1錠
	YK」	
㊉	アテノロールブライソソブ	10%1g
	10%「EMEC」	
㊉	アミノ安息香酸エチル原末「ア	1g
	イシ」	
㊉	アムロジピン内用ゼリー2.5mg	2.5mg1包
	「TYK」	
㊉	アムロジピン内用ゼリー5mg「T	5mg1包
	YK」	
㊉	アラセブリン錠12.5mg「タイヨ	12.5mg1錠
	一」	
㊉	アラセブリン錠25mg「タイヨー」	25mg1錠
㊉	アラセブリン錠50mg「タイヨー」	50mg1錠

アリゼS配合錠 アルファカルシトールカプセル 0.25mg「タイヨー」 アソプロコキソール塩酸塩細粒 1.5%「タイヨー」	1錠 0.25mg1カプセル 1.5%1g				
(い) イブプロフェン顆粒 20%「タツミ」 イブプロフェン錠 200mg「テバ」	20%1g 200mg1錠				
(え) エカベトNa顆粒 66.7%「TCK」 エクセラーゼ配合カプセル エクセラーゼ配合顆粒 ※1-メントール(岩城) 塩酸パルベリン散 10%「ワルイシ」	66.7%1g 1カプセル 1g 1g 10%1g				
(お) オキシブチニン塩酸塩錠 1mg「タイヨー」 オキシブチニン塩酸塩錠 2mg「タイヨー」	1mg1錠 2mg1錠				
(か) カベルゴリン錠 0.25mg「トロー」 カベルゴリン錠 1.0mg「トロー」	0.25mg1錠 1mg1錠				
(き) 強力ビスラーゼ末 1%	1%1g				
(く) グリベンクラミド錠 1.25mg「タイヨー」 グリベンクラミド錠 2.5mg「タイヨー」 グリメピリド錠 0.5mg「BMD」 グリメピリド錠 1mg「タイヨー」 グリメピリド錠 1mg「BMD」 グリメピリド錠 3mg「タイヨー」 グリメピリド錠 3mg「BMD」 クロルフェニラミンソルビン酸塩・シロップ 0.05%「ホエイ」	1.25mg1錠 2.5mg1錠 0.5mg1錠 1mg1錠 1mg1錠 3mg1錠 3mg1錠 0.05%10ml				
(け) ケーワンカプセル 10mg ケーワンカプセル 20mg ゲンチアナ末「ヨシダ」 (さ) サルマトロフェン錠 80mg「テバ」	10mg1カプセル 20mg1カプセル 10g 80mg1錠				
(こ) サルボズレラー ト塩酸塩錠 50mg「TYK」 サルボズレラー ト塩酸塩錠 100mg「TYK」 (し) ジソピラミドカプセル 50mg「NP」 ジフロロキサシン錠 100mg「TCK」 ジメリン錠 500mg ジルチアゼム塩酸塩錠 30mg「タイヨー」 ジルチアゼム塩酸塩錠 30mg「日新」 ジルチアゼム塩酸塩錠 60mg「タイヨー」 ジルチアゼム塩酸塩錠 60mg「日新」	50mg1錠 100mg1錠 50mg1カプセル 100mg1錠 500mg1錠 30mg1錠 30mg1錠 60mg1錠 60mg1錠				
(す) ストロパチジン錠 200mg ストロパチジン錠 400mg ストバルコンD錠 10mg ストバルコンD錠 20mg スピロペント顆粒 0.002% スアラタストシル酸塩カプセル 50mg「テバ」 スアラタストシル酸塩カプセル 100mg「テバ」 (せ) ゼオチン錠 100mg セトラキサート塩酸塩カプセル 200mg「YD」 セトラキサート塩酸塩細粒 40%「YD」 セフジニル細粒小児用 10%「タイヨー」 セロトニン錠 10mg (そ) ゾフランサイテイス4 ゾフラン小児用シロップ 0.05% ゾフラン錠 2 ゾフラン錠 4 ゾルフア 25mg錠 ゾルフア 50mg錠 ソレントミン錠 0.25mg	200mg1錠 400mg1錠 10mg1錠 20mg1錠 0.002%1g 50mg1カプセル 100mg1カプセル 100mg1錠 200mg1カプセル 40%1g 100mg1g 100mg1錠 4mg1錠 0.05%1ml 2mg1錠 4mg1錠 25mg1錠 50mg1錠 0.25mg1錠				
(た) ダイオール錠 15mg (て) テオフラリン錠 50mg「TYK」 テオフラリン錠 100mg「TYK」 テオフラリン錠 200mg「TYK」 テオロンゾ顆粒 50% テモカプリル塩酸塩錠 1mg「NK」 テモカプリル塩酸塩錠 1mg「タイヨー」 テモカプリル塩酸塩錠 2mg「TCK」 テモカプリル塩酸塩錠 2mg「NK」 テモカプリル塩酸塩錠 2mg「TCK」 テモカプリル塩酸塩錠 4mg「NK」 テモカプリル塩酸塩錠 4mg「タイヨー」 テモカプリル塩酸塩錠 4mg「TCK」 テルミシール錠 125mg (ち) トクレスヌバンスールカプセル 30mg トスフロキサシン トシル酸塩錠 75mg「TYK」 トスフロキサシン トシル酸塩錠 150mg「TYK」 (な) ナイクリン散 10% ナイクリン錠 50mg ナイスタチン錠 50万単位「明治」 (に) ニガチジンカプセル 75mg「タイヨー」 ニガチジンカプセル 150mg「タイヨー」 ニソルジピン錠 5mg「テバ」 ニソルジピン錠 10mg「テバ」 (ね) ネオダルトゾル	15mg1錠 50mg1錠 100mg1錠 200mg1錠 50%1g 1mg1錠 1mg1錠 2mg1錠 2mg1錠 2mg1錠 4mg1錠 4mg1錠 4mg1錠 125mg1錠 30mg1カプセル 75mg1錠 150mg1錠 10%1g 50mg1錠 50万単位1錠 75mg1カプセル 150mg1カプセル 5mg1錠 10mg1錠 79%10ml				

(㉑)	ノービア内用液 8%	80mg1ml							
(㉒)	パイペラック錠 100mg	100mg1錠							
	パイペラック錠 200mg	200mg1錠							
	バムスター S 100	100%10ml							
(㉓)	ビカルタミド錠 80mg 「TYKJ」	80mg1錠							
	ビコスルファートナトリウム DS 1% 「FEMEC」	1%1g							
	ビタマル配合錠	1錠							
	ヒポテリオールカプセル 0.25	0.25mg1カプセル							
	ヒポテリオールカプセル 0.5	0.5mg1カプセル							
(㉔)	ヒマシ油 「ヨシダ」	10ml							
	ビルシカイニド塩酸塩錠 25mg 「三和」	25mg1錠							
	ビルシカイニド塩酸塩錠 50mg 「三和」	50mg1錠							
(㉕)	フマモチジン錠 10mg 「イセイ」	10mg1錠							
	フマモチジン錠 20mg 「イセイ」	20mg1錠							
	フエナゾックタスカプセル 50mg	50mg1カプセル							
	フチルスコボラミン臭化物錠 10mg 「YD」	10mg1錠							
	フランルカスト DS 10% 「TYKJ」	10%1g							
	フロムヘキシン塩酸塩シロップ 0.2% 「タイヨー」	0.2%1ml							
(㉖)	ベガ錠 100mg	100mg1錠							
	ベガ錠 200mg	200mg1錠							
	ベグリラート OD 錠 0.2mg	0.2mg1錠							
	ベグリラート OD 錠 0.3mg	0.3mg1錠							
	ベグリラート錠 0.2mg	0.2mg1錠							
	ベグリラート錠 0.3mg	0.3mg1錠							
(㉗)	ベニジピン塩酸塩錠 2mg 「TYKJ」	2mg1錠							
	ベニジピン塩酸塩錠 4mg 「TYKJ」	4mg1錠							
(㉘)	ボドニン S 配合顆粒	1g							
	ホモクロミン錠 10mg	10mg1錠							
	ボソニターナル錠 250mg	250mg1錠							
(㉙)	ワグネクト配合内服液分包	10ml							
(㉚)	ワニカロット錠 5mg	5mg1錠							
	ワニカロット錠 10mg	10mg1錠							
	ワニカロット錠 20mg	20mg1錠							
	ワリレオン錠 5mg	5mg1錠							
(㉛)	ミグレニン「マルイシ」	1g							
	ミルチンゾラン塩酸塩錠 12.5mg 「マイラン」	12.5mg1錠							
	ミルチンゾラン塩酸塩錠 15mg 「マイラン」	15mg1錠							
	ミルチンゾラン塩酸塩錠 25mg 「マイラン」	25mg1錠							
	ミルチンゾラン塩酸塩錠 50mg 「マイラン」	50mg1錠							
(㉜)	メキシレチン塩酸塩カプセル 50mg 「TCK」	50mg1カプセル							
	メキシレチン塩酸塩カプセル 100mg 「TCK」	100mg1カプセル							
	メキタジン細粒 0.6% 「タイヨ	0.6%1g							
	メバトールテ細粒 0.5%	0.5%1g							
	メバトールテ細粒 1%	1%1g							
	メバトールテ錠 5	5mg1錠							
	マルアラールカプセル 300	300mg1カプセル							
(㉝)	ユビデカレノンカプセル 5mg 「日新」	5mg1カプセル							
(㉞)	ヨウズレン S 配合顆粒	1g							
(㉟)	ラックメロン散 2%	2%1g							
	ラックリック細粒 10%	10%1g							
	ラックリック錠 25mg	25mg1錠							
(㊀)	リスベリドン細粒 1% 「タイヨ	1%1g							
	リスベリドン錠 1mg 「タイヨー」	1mg1錠							
	リスベリドン錠 2mg 「タイヨー」	2mg1錠							
	リスベリドン錠 3mg 「タイヨー」	3mg1錠							
	リソプロスタアルブテラテクス錠 10μg 「テバ」	10μg1錠							
(㊁)	レボメプロロジン細粒 10% 「アメル」	10%1g							
	レボメプロロジン錠 25mg 「アメル」	25mg1錠							
	レボメプロロジン錠 50mg 「アメル」	50mg1錠							
(㊂)	レソルル錠 50	50mg1錠							
	レソルル錠 100	100mg1錠							
(㊃)	ロヒプノール錠 1	1mg1錠							
	ロヒプノール錠 2	2mg1錠							
	ロベラミド塩酸塩細粒 0.1% 「ラソニ」	0.1%1g							
	ロベラミド塩酸塩細粒 0.2% 「ラソニ」	0.2%1g							
(㊄)	ワソアルブテラ内用液 0.5μg/ml	0.5μg1ml							
品名	第 2 部 注 射 薬	規 格 単 位							
(㊅)	アセリオ静注液 1000mg	1,000mg100ml1瓶							
	アデシノン P 注射液 10mg	10mg1管							
	アデシノン P 注射液 20mg	20mg1管							
	アミグランド輸液	500ml1キット							
	アミノトリパ 1 号輸液	850ml1キット							
	アミノトリパ 2 号輸液	900ml1キット							
(㊆)	イオメロン 400 注 20ml	81.65%20ml1瓶							
	イブタン点滴静注 50mg	50mg2.5ml1管							
	イミスタ点滴静注用 0.25g	250mg1瓶							
	イミスタ点滴静注用 0.5g	500mg1瓶							
	イソタスト点滴静注用 0.25g	250mg1瓶							
	イソタスト点滴静注用 0.5g	500mg1瓶							
(㊇)	ウロキナーゼ注 「フジ」 60,000	60,000単位1瓶							
(㊈)	エストリールテボ一注 10mg	10mg1ml1管							
	ルーアスバキシン酸カリウム点滴静注液 10mEq 「トーワ」	17.12%10ml1管							
	エルネオパ 1 号輸液	1,000ml1キット							
	エルネオパ 1 号輸液	1,500ml1キット							
	エルネオパ 1 号輸液	2,000ml1キット							
	エルネオパ 2 号輸液	1,000ml1キット							

エルネオパバ2号輸液 エルネオパバ2号輸液 L-メチオニン注射液 100 mg 「日本臓器」	1.500ml1キット 2.000ml1キット 5%2ml1管								
(お)									
オクチレ1 320 注シリンジ 40 ml オクチレ1 320 注シリンジ 50 ml オクチレ1 350 注シリンジ 50 ml	67.8%40ml1筒 67.8%50ml1筒 74.1%50ml1筒								
(か)									
ガドジアミド静注 32%シリンジ 5ml 「トロー」 ガドジアミド静注 32%シリンジ 10ml 「トロー」 ガドジアミド静注 32%シリンジ 15ml 「トロー」 ガドジアミド静注 32%シリンジ 20ml 「トロー」	32.3%5ml1筒 32.3%10ml1筒 32.3%15ml1筒 32.3%20ml1筒								
ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 5ml 「トロー」 ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 10ml 「トロー」 ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 15ml 「トロー」 ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 20ml 「トロー」	37.14%5ml1筒 37.14%10ml1筒 37.14%15ml1筒 37.14%20ml1筒								
(く)									
クリクター静注用 160 万 コンドロイチン硫酸ナトリウム注 200 mg 「ハラサワ」	160万国単位1瓶 1%20ml1管								
(し)									
シプロフロキサシン点滴静注液 200 mg 「タイヨー」 シプロフロキサシン点滴静注液 300 mg 「タイヨー」 シメチジン注射液 200 mg 「トーワ」	200mg100ml1袋 300mg150ml1袋 10%2ml1管								
(す)									
スルタムジン静注用 0.5 g スルタムジン静注用 1 g	(500mg)1瓶 (1 g)1瓶								
(せ)									
セロトーン静注液 10 mg ゾフラン注 2 ゾフラン注 4	10mg2ml1管 2mg1ml1管 4mg2ml1管								
(そ)									
(ち)									
チエナム点滴静注用 0.25 g トリパリン1号輸液 トリパリン2号輸液	250mg1瓶 600ml1袋 600ml1袋								
(こ)									
フオリスチム注 50 フオリスチム注 75 フオリスチム注 300 IUカートリッジ フオリスチム注 600 IUカートリッジ フオリスチム注 900 IUカートリッジ フラゼミン点滴静注用 2 g キット	50国際単位0.5ml1瓶 75国際単位0.5ml1瓶 300国際単位1筒 600国際単位1筒 900国際単位1筒 2 g1キット (注射用水 100ml付)								
(け)									
ヘキサス皮下注 45 µg ライボミンS注射液	45µg0.5ml1瓶 1ml1管								
(こ)									
リリアジン静注用 0.25 g リリアジン静注用 0.5 g リリアジン静注用 1 g リリアジン静注用 2 g	250mg1瓶 500mg1瓶 1 g1瓶 2 g1瓶								
(ろ)									
ロビゾール静注用 2 mg 品名	2mg1管								
(あ)									
アミノ安息香酸エチル軟膏 10% 「パールシ」 (え) HCゾロン点眼液 0.5% 「日点」 (き) キンダロン軟膏 0.05% (く) グリセリンカリ液 「パールシ」 (さ) サリチル酸原末 「パールシ」 (て) テヨー51消毒液 10% テラジアバスタ 5%	10%10 g 0.5%1ml 0.05%1 g 10ml 10 g 10%10ml 5%1 g								
(ち)									
テルミシールクラーム 1% ノートラントローチ 0.25 mg (ひ) ヒアルロン酸 Na ミニ点眼液 0.3% 「わかもと」 (ほ) ヒアロンサンミニ点眼液 0.3% P Sゾロン点眼液 0.11% 「日点」 ビリンキシ点眼用 0.005% 「ニットー」 (ふ) フアルネゾンゲル 1.4% フロカイン塩酸塩原末 「パールシ」 (へ) ヘパリン類似物質ゲル 0.3% 「テバ」 (も) モクタール (ろ) ラベンダー油 (れ) レボフロキサシン点眼液 0.5% 「アメル」	1%1 g 0.25mg1錠 0.3%0.4ml1個 0.3%0.4ml1個 0.1%1ml 0.005%1ml (溶解後の液として) 1.4%1 g 1 g 10 g 1ml 0.5%1ml								
別表第3									
品名	第1部 注 射 薬								
(え)									
FDGsキヤン注 (ふ) フルデオキシゲルコース (18F) 静注 「FRI」 (む) 無水エタノール注 「フアイザー」 無水エタノール注 「フアイザー」 品名	10MBq 10MBq 5ml1管 5ml1管								
(あ)									
アインフロー吸入用 800 p P m (お) オラネジン液 1.5% 消毒用アズリ ケータ 10 ml オラネジン液 1.5% 消毒用アズリ ケータ 25 ml	規格単位 1.5%10ml1管 1.5%25ml1管								

品名	外用薬	規格単位
オラネジン消毒液 1.5%	第3部 歯科用薬剤	1.5%10ml
[根管治療剤]		
アンモニア銀液		
カルピタール		
キヤナルクリーナー 歯科用液 10%		
クリアエフシー		1ml
クレオドン		
サホライド・RC液 歯科用 3.8%		
④ 歯科用アンチホルミン		
④ 歯科用ホルマリンクレンジール		1ml
④ 歯科用ホルムクレンジール「村上」		
④ 水酸化カルシウム		
④ ネオクリーナー「セキネ」		
ペリオドン		
ホルマリン・グアヤコールFG「ネオ」		
ホルムクレンジールFC「ネオ」		
メトコール		
モルホニン 歯科用液		
[鎮痛・鎮静消毒剤]		
キヤンフェニツク「ネオ」		
クロラエン		
サホライド液 歯科用 38%		
④ 歯科用カルボール		
④ 歯科用フェノール・カンフル		
④ 村上キヤンフェニツク		
[覆罩剤]		
④ ネオダイン		
④ パルパッタクV		
[軟組織消炎剤]		
④ クロル亜鉛液		
④ 歯科用ヨード・グリセリン		
④ ネオグリセロール		
④ ヨードグリコールパスタ「ネオ」		
[象牙質知覚過敏鈍麻剤]		
④ Fバニツシエ 歯科用 5%		
④ グイアデント 歯科用ゲル 5%		
[齲蝕抑制剤]		
④ バトラー フローデンプォームA		
④ 酸性 2%		
④ バトラー フローデンプォームN		
④ フォ化ソーダ液		
④ フォ化ナトリウム液「ネオ」		
④ フルオール液 歯科用 2%		
④ フルオール・ゼリー 歯科用 2%		2%1g

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 内服薬</p> <p>アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タペンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、ヒドロモルフオン、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、ブロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフエニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼプ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフェドリン配合剤</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 内服薬</p> <p>アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タペンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、ブロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフエニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼプ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフェドリン配合剤</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(三) (略)</p>